

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 24時間通報 対応加算	注 事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合
イ 夜間対応型訪問介護費()	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 1,013 単位)	1月につき 610 単位	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合 × 90 / 100
	定期巡回サービス費 (1回につき 379 単位)		
	随時訪問サービス費() (1回につき 578 単位)		
	随時訪問サービス費() (1回につき 778 単位)		
ロ 夜間対応型訪問介護費()	(1月につき 2,751 単位)		事業所と同一 建物の利用者 50人以上に サービスを行う 場合 × 85 / 100
ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算()イ (1回につき 18 単位を加算)		
	(2) サービス提供体制強化加算()ロ (1回につき 12 単位を加算)		
	(3) サービス提供体制強化加算()イ (1月につき 126 単位を加算)		
	(4) サービス提供体制強化加算()ロ (1月につき 84 単位を加算)		
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 137 / 1000)	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の 合計	
	(2) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 100 / 1000)		
	(3) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 55 / 1000)		
	(4) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + (3)の90 / 100)		
	(5) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + (3)の80 / 100)		
ホ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 63 / 1000)	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の 合計	
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 42 / 1000)		

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目